



広島市消費生活センターだより

クーリング・オフが適用される契約をご存知ですか

※クーリング・オフとは、いったん申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。訪問販売や電話勧誘販売などの契約について設けられています。インターネット通販などの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。



事例

電話勧説で「電気料金が安くなる」と言われて契約することにした。「契約書を送る」と言われたが、家族と相談した結果、やはり解約したい。

アドバイス

- 契約書などクーリング・オフについて記載された書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフすることができます。契約の種類によっては、クーリング・オフ期間が20日間のものもあります。
- はがきに必要事項を記入し、両面のコピーを取り、特定記録郵便や簡易書留などで出します。また、クレジットを利用している場合、クレジット会社にも通知します。
- 困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

表		裏	
切手	□□□□□□□	契約解除通知書	
(氏名)	(会社名)	(住所)	① 契約日 年月日 書面受領日 年月日
(住所)			② 商品名・サービス名
			③ 契約金額 円
			④ 販売会社名・担当者名
上記日付の契約を解除します。 なお、支払った代金 円を返金し、商品を引き取ってください。 年月日			

広島市消費生活センター ☎082-225-3300

開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))

相談無料
秘密厳守
です



見守り 新鮮情報

事例1 突然自宅を訪問してきた業者から、「**新型コロナウイルス**流行拡大の影響で金の相場が上がることは間違いない。すぐに**金を買う権利**を申し込んだほうがいい」と**勧誘**された。(80歳代 男性)

新型コロナウイルス 正確な情報をもとに 冷静な対応を

事例2 業者から「**新型コロナウイルス**の感染を防ぐために、**行政からの委託**で**消毒**に回っている」と電話があった。翌日も同じ業者から電話があり「**新型コロナウイルス**感染防止の資料を**持参**したい」と言わされた。(80歳代 女性)



ひとこと助言

